

2 公共用水域の水質保全

本市では、公共用水域の水質保全のため、下水道事業、農業集落排水事業、市設置浄化槽事業の3つの手法で、汚水処理を行っています。一定の人口密度を有する地域では、下水道事業や農業集落排水事業などの集合処理を、郊外部など家屋が点在している地域では、浄化槽による個別処理を採用するなど、地域特性を考慮しながら整備を進めています。

(1) 汚水処理の普及

下水道事業は、昭和45年の八橋下水道終末処理場の運転開始により、河川に直接放流していた汚水を適切に処理することが可能となり、本格的な普及がスタートしました。平成に入ってから、それまで進めてきた幹線など基幹施設の整備が一段落し、その後は、家庭の雑排水などを幹線に流すための管路を整備することにより、下水道の普及に努めています。平成27年度末の処理面積は6,293ha、下水道処理人口普及率は92.7%に達しています(図2-3)。

農業集落排水事業は、新規整備が完了しており、老朽化した施設の機能回復を図るための機能強化事業、点検や修繕などの適切な維持管理、処理区の統合などにより、適正な放流水質の維持に努めています。

市設置浄化槽事業は、27年度末現在、254基を設置しており、公共用水域の水質保全の観点から、一般家庭だけではなく、地域の公民館などにも7基設置しています。

これらの事業推進の結果、下水道事業、農業集落排水事業および浄化槽事業(個人設置を含む)をあわせた汚水処理人口普及率は97.8%と高い水準にあります(図2-4)。

しかし、下水道事業については、未整備地区が残っているほか、国道沿線や私道の一部に整備困難地区があるなど、約6,800人がいまだに下水道を利用できない状況となっています。また、市設置浄化槽事業についても、近年は設置基数が伸び悩んでいます。

今後は汚水処理施設の早期普及に向け、未整備地区における下水道事業と市設置浄化槽事業をあわせた効率的な汚水処理施設の整備や広報活動などを推進していく必要があります。

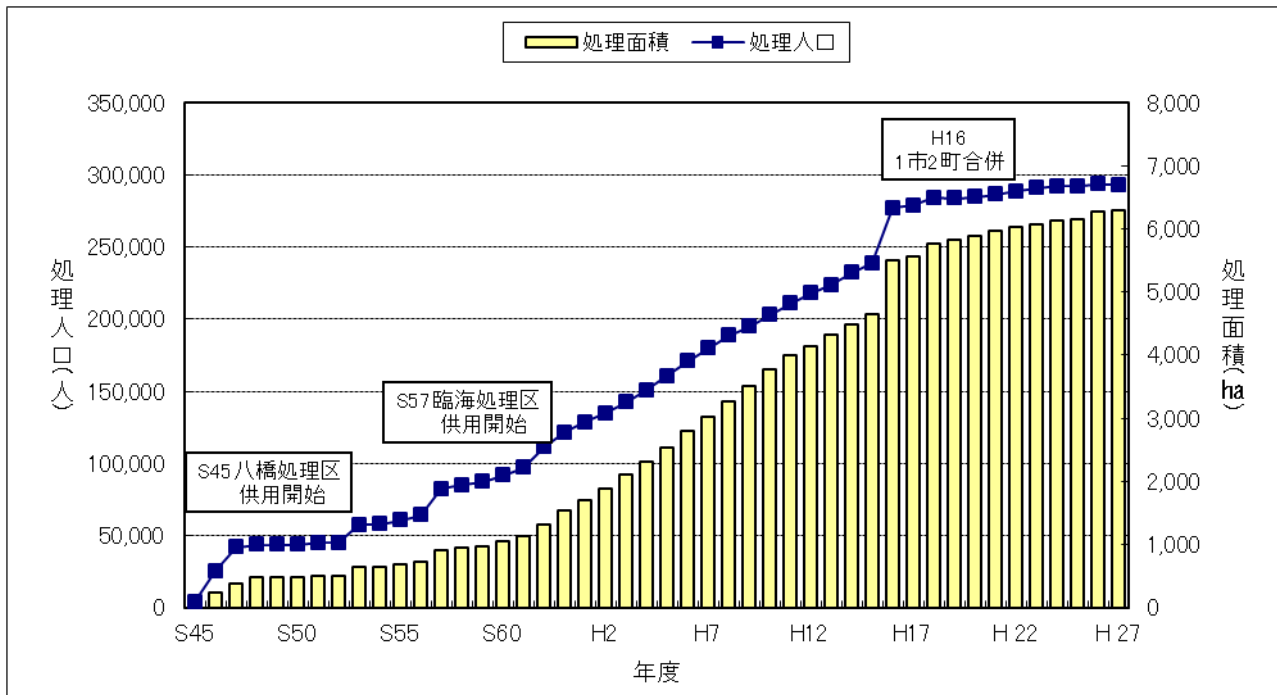


図 2-3 処理面積と処理人口の推移

平成 16 年度の数値の急激な伸びは、秋田市、河辺町、雄和町の市町合併によるもの

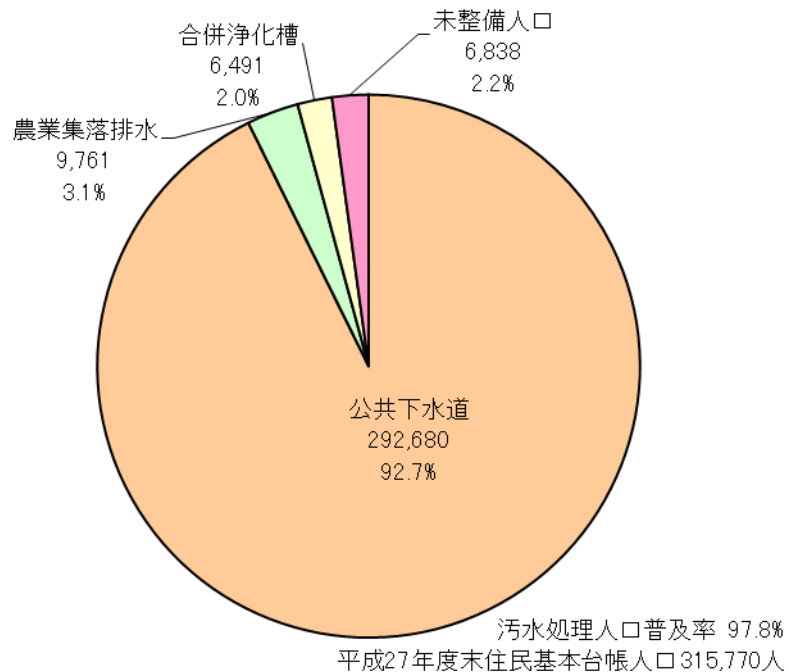


図 2-4 汚水処理の普及状況

(2) 下水道と河川水質の推移

本市の河川の水質は、昭和44年から平成13年まで河川の水質汚濁に係る環境基準^{※3}を上回っていましたが、下水道の普及に伴い改善が図られ、14年以降は基準値以下となっています。

また、水質改善の一因として、雨水と汚水をひとつの管路で処理場へ送る「合流式下水道」により整備された地区を対象に、平成16年度から25年度までの期間、降雨時に下水管から河川に放流される汚濁負荷量を減らすための「合流式下水道改善事業^{※4}」を実施したこともあげられます。

27年度末の汚水処理人口普及率は97.8%、水洗化率^{※5}は89.1%となっていますが、今後も未普及地域の整備と水洗化率の向上を図るとともに、降雨時に公共用水域へ放流される水量や水質を監視するなど、合流式下水道改善事業の効果を検証していく必要があります。

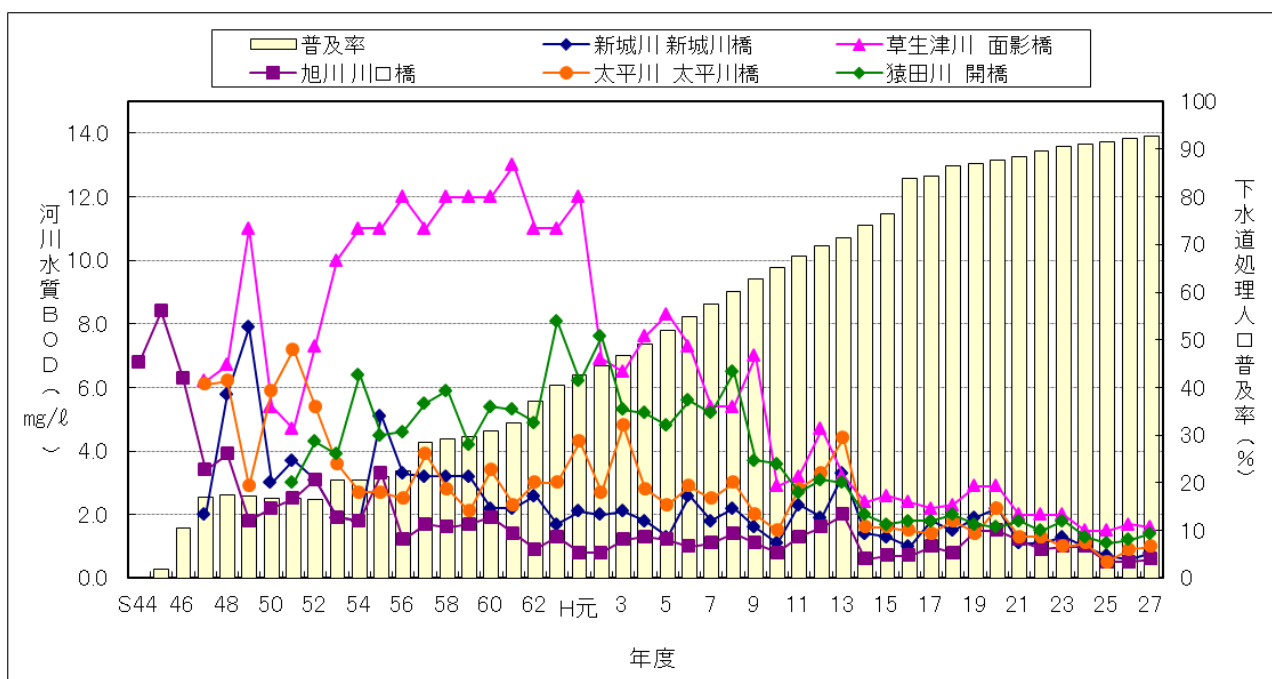


図2-5 公共下水道の普及率と市内河川の水質の推移



秋田市中心部を流れる旭川

※3 水質汚濁に係る環境基準

環境基本法で水質汚濁の防止を図る必要のある公共用水域に利水目的ごとに定められた基準のこと。

新城川新城川橋、草生津川面影橋、旭川川口橋、太平川太平川橋…BOD \leq 3mg/l

猿田川開橋…BOD \leq 2mg/l

BOD（生物化学的酸素要求量）

水中の有機物が生物化学的に酸化されるのに必要な酸素量で水質汚濁を示す指標。

※4 合流式下水道改善事業

合流式下水道において、降雨時の公共用水域への汚濁負荷量を低減させるため、雨水貯留槽などを設置し未処理下水の放流を抑制する事業。

※5 水洗化率

下水道などが整備された区域に居住する人口のうち、水洗便所を設置して下水道などに接続している人口（水洗化人口）の割合。